

令和8年度伝統的工芸品産業産地留学等支援事業委託業務仕様書

1 趣旨

生活様式の変化や大量生産品の普及などによる需要の減少を受け経営状況が厳しく、職人の高齢化や後継者不足などの課題を抱えている伝統的工芸品産業について、伝統的工芸品産業等に関心のある者を伝統的工芸品産業産地へ招き、工房体験等を通じて伝統的工芸品産業及び産地への理解を促すことで、将来の伝統的工芸品産業の後継者や関係者を創出し、伝統技術を次世代へつなぐことを目的とする。

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日までとする。

3 委託業務内容

(1) 産地留学の実施

【趣旨】

伝統的工芸品に関心のある者を対象として、伝統的工芸品産地の職人等との交流や学びの機会を提供し、将来的に産地のサプライチェーン（小売り、卸、材料調達、営業、商品開発等）に関わる業務への従事者及び伝統的工芸品産業に関わる関係人口を創出するために実施する。

【内容】

- ・本事業を実施する伝統的工芸品産業産地（以下受入産地）の選定、日程及びプログラムは委託者へ提案すること。プログラムの中には、工房での体験に加え、職人から直接自身の経験や受入産地の課題等について学ぶ機会を盛り込むこと。
- ・委託者と協議の上、受入産地との調整やサポートを行うこと。
- ・参加者に対する事前説明やアテンド等必要なサポートを行うこと。
- ・本事業実施後、参加者にアンケートを実施すること。
- ・受入産地に謝金、旅費及び材料費等を支払う必要が生じた場合は委託料の範囲で対応すること。
- ・参加者は伝統的工芸品産業等へ関心のある者及び技術を習得して今後職人になりたいと考えている者とする。
- ・参加者の募集方法は大学等の就職支援を行う部署等への協力依頼、SNS等を用いて本事業について前広かつ十分な広報に努めること。なお、広報に関する著作物の全ての権利は委託者に帰属するものとする。
- ・参加者の選定は事前に受託者がオンライン等で面談を行ったうえで、受入産地、委託者と協議して決定すること。
- ・参加人数は受入産地と調整の上、委託者と協議すること。
- ・本事業は、参加者が一定数見込まれる時期に実施することとし、受入産地において1泊2日以上での開催とする。

- ・本事業実施時の移動は、集合場所等を遠隔地からの参加者も参加しやすいよう配慮するとともに、参加者に対し、本事業の集合場所から受入産地までの交通手段を用意すること。
- ・プログラム中に本県の住環境や魅力等について参加者にPRする時間を設けること。
- ・プログラム中の事故等に備え、適切な保険に加入すること。

(2) 後継者インターンシップの実施

【趣旨】

受入産地への就業を希望する者（主に職人希望者）を対象として、伝統的工芸品産地における就業体験、工房見学及び伝統的工芸品産業事業者との交流の機会を提供し、将来の伝統的工芸品産業の後継者候補となり得る者を発掘するために実施する。

【内容】

- ・本事業を実施する受入産地の選定、日程及びプログラムは委託者へ提案すること。プログラムの中には、工房での体験に加え、就業後のミスマッチ解消のため、職人と参加者との対話交流の機会等を設けること。
- ・参加者は、全国のものづくり・工芸系をはじめとする学校の学生のうち、伝統的工芸品産業への就職を希望する者及び技術を習得して職人になりたいと考えている者並びに伝統的工芸品産業への就職を希望する者及び技術を習得して職人になりたいと考えている社会人とする。
- ・募集方法は、学校等の就職支援を行う部署等への協力依頼、SNS等を用いて本事業について広く学生等に周知すること。周知を行う学校数、周知方法は受託者が提案すること。前広かつ十分な広報に努めること。なお、広報に関する著作物の全ての権利は委託者に帰属するものとする。
- ・参加者の選定は、希望する職種や就職することに対する熱意等について、事前に受託者がオンライン等で面談を行った上で、受入産地、委託者と協議して選定すること。
- ・本事業は参加者が一定数見込まれる時期に実施することとし、受入産地において1泊2日以上での開催とすること。
- ・参加人数については受入産地と調整の上、委託者と協議すること。
- ・本事業実施時の移動については、集合場所等を遠隔地からの参加者も参加しやすいよう配慮するとともに、参加者に対し本事業の集合場所から受入産地までの交通手段を用意すること。
- ・プログラム中に本県の住環境や魅力等について、参加者にPRする時間を設け、必要に応じて本県の移住支援制度を利用できるよう、参加者にアドバイスを行うこと。
- ・プログラム中の事故等に備え、適切な保険に加入すること。

(3) 伝統的工芸品コア技術伝承ツール作成

【趣旨】

伝統的工芸品のうち任意の1品目について、技術伝承の基とするためにコア技術の動画及び材料や専門知識に関する付帯資料を作成する。作成した動画及び付帯資料を基に、伝統的工

芸品を復元できるツールとして活用するために作成する。

【内容】

- ・本事業の対象とする伝統的工芸品は受託者が選定し、委託者へ提案すること。
- ・ものづくり・工芸に関して造詣の深い者が本事業により作成した動画及び付帯資料を基に伝統的工芸品を復元する（復元できる）程度で動画及び付帯資料を作成すること。
- ・動画は原則として15分程度とすること。
- ・動画はDVD形式で納入すること。
- ・付帯資料はA4版縦5～10ページ程度で作成し、電子データで納入すること。
- ・作成した動画を、プラットフォーム機能を有する受託者のSNS等へ掲載し、作成した動画の広報を行うこと。
- ・本ツールの作成について、作成した動画及び付帯資料を用いて記者会見等を実施し、報道機関による取材機会を創出するとともに複数の報道媒体において掲載されること。
- ・作成された撮影素材等の成果品の所有権、著作権及びその他の権利は委託者に帰属するものとし、委託者はホームページ掲載やYouTube、SNS等に随時、使用及び複製できるものとする。ただしその運用方法は委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。
- ・成果品に第三者の著作物が含まれているときは、当該著作物の著作権は、従前からの著作権者に帰属する。受託者は著作権処理を行うこと。
- ・受託者は本業務により制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

(4) 受入産地の選定

産地留学、後継者インターンシップ及び伝統的工芸品コア技術伝承ツール作成受入産地は、国又は長野県指定の伝統的工芸品産地とし、契約締結後、速やかに受入産地を選定する。受入産地からの申込受付及び問い合わせ対応等は、受託者において行うものとし、選定にあたっては、当該受入産地の現状、意欲、受入体制等を総合的に判断し、委託者と協議の上で決定するものとする。

(5) 産地留学及び後継者インターンシップ終了後のフォローアップ等

産地留学及び後継者インターンシップ終了後も適宜受入産地及び参加者と連絡を取り、就労意欲、今後のキャリアプラン等について確認するとともに、受入産地及び参加者からの相談に応じる。

必要に応じ、受入産地に対し、次年度以降の採用事務がスムーズになるよう、ハローワークや就活サイトへの登録等、基本的な内容についてアドバイスを行うこと。

また、就職状況等を取りまとめの上、委託者へ報告を行うこと。

4 対象経費

経費の出納の記録は、本委託業務以外の出納とは独立した形で管理すること。

委託業務において認められる経費は、本仕様書に掲げる業務を行うために必要な経費とする。対象とならない経費は次のとおり。

- ・機械、機器類を購入する経費
- ・土地、建物を取得するための経費
- ・施設、設備を設置または改修するための経費
- ・その他事業と関連が認められない経費

5 業務の報告

- (1) 受託者は、令和9年3月12日までに、令和8年度の業務及び会計に関する報告書を委託者に提出すること。
- (2) 業務に関する報告書については、上記3に掲げる、事業実施状況、参加者へのフォローアップ等、委託者と協議した上で作成すること。
- (3) 本事業は事業費の一部に厚生労働省所管雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）を活用していることに留意の上、事業の実績報告及び帳簿の整理保管を行うこと。
- (4) 会計に関する報告書は、業務の実施にあたって生じた経費の出納について、貸金台帳、業務日報、請求書、領収書その他当該経費の出納を証する書類を保管のうえ、作成すること。後継者インターンシップに係る経費の出納と産地留学及びコア伝統的工芸品コア技術伝承ツール作成に係る出納とで分けて報告すること。
- (5) 報告書については、電子データ及び紙媒体で提出すること。
- (6) その他、事業の期間中に委託者から事業の実施状況について報告を求めた場合は、すみやかに委託者の求めに応じた報告を行うこと。

6 その他

- (1) 受託者は、契約締結後すみやかに業務工程表ならびに運営体制（担当者名入り）を記載したものを委託者に提出すること。
- (2) 委託期間終了後5年間は、受託者は委託者がアンケート等を実施する際などは協力すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び仕様書に疑義が生じた場合については、委託者と協議すること。